

令和2年度 岩手県内部統制評価報告書

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定に基づき、次のとおり報告書を作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「岩手県内部統制基本方針」（令和2年1月29日改定。以下「基本方針」という。）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制の取組を推進しています。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができるよう、内部統制の取組を適宜見直しながら、推進します。

2 評価手続

令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、基本方針第2に規定する対象事務（財務に関する事務）に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価手続により全庁的な評価を実施したところ、不適切な事務処理（支払事務を遅延したため私費により全額支払ったもの、児童扶養手当の受給資格の喪失を知らず適切な対応を怠ったもの、奨学金受給申請事務の適切な対応を怠ったもの及び河川等の占用手続などの各種事務の適切な対応を怠ったもの）の重大な不備が把握された所属があったことから、当該所属における内部統制は有効に運用されてはいなかったと考えます。なお、当該所属においては、再発防止策を講じたところですが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう、関係部局と連携の上、取り組む必要があります。

また、その他の所属においても、対象事務の不備（職員手当の支給額の誤りや重要物品の登録漏れなど）が把握されたところですが、既に対応策を整備し、リスクマネジメントの強化につなげていることから、内部統制は概ね有効に運用されていたと考えます。今後においても、再発防止に向け、より一層の適切な事務執行が図られるよう、取り組む必要があります。

4 不備の是正に関する事項

上記の重大な不備等については、把握後、対応を行ったところですが、リスクマネジメントの強化を図るため、今後においても、不備等の情報の共有や研修の実施など再発防止に取り組みます。

令和3年8月5日

岩手県知事

遠増拓也